

特別支援教育就学奨励費の申請について

本市教育委員会では支援学級に在籍または学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するお子様のいるご家庭に対し、その経費負担を軽減するために、一定の基準により「特別支援教育就学奨励費」を支給しています。受給を希望される方は、下記事項にご留意のうえ申請されますよう、ご案内いたします。

記

1. 対象者:①か②のいずれかに該当する児童生徒の保護者

① 池田市立学校の支援学級に在籍している

② 池田市立学校の通常学級に在籍しており、小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している

※「生活保護」、「就学援助」を受給しているご家庭は対象外です。

2. 申請方法

電子申請【電子申請フォームに必要事項を入力】

申請フォーム : <https://logoform.jp/f/5jF26>



※申請前年中の収入がない世帯は、市役所2階の課税課にて市・府民税の申告を行ってください。

3. 申請期日

6月1日～9月30日

※途中入級の場合は随時受付(2月末まで)

4. 添付資料:原則不要(①②のいずれかに該当する場合のみ必要)

①申請年の1月1日(1・2月の申請の場合は、申請前年の1月1日)時点で池田市に住民票がなかった方
→住民税証明書

※収入がある方全員分(扶養に含まれている方の分は除く)

②通常学級在籍者

→小児慢性特定疾病医療受給者証

5. 受給要件

通学費以外の費目

→収入が生活保護基準額(需要額:年齢や世帯構成等により算出)の2.5倍未満であること。

※2.5倍以上の場合は、通学費のみ支給対象になります。

6. 詳細(支給費目、金額、スケジュール及び基準額目安)

市HP(ID: 19887)をご確認ください。



ホームページ : <https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/kyoikuinkai/gakumu/hojoenjo/19887.html>

以上

【お問い合わせ】

池田市教育委員会 管理部 学務課

TEL : 072 (754) 6291

E-mail : k-gakumu@city.ikeda.osaka.jp